

佐賀県食育賞表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食育の推進に顕著な功績のあった個人又は団体等を知事が表彰することにより、本県の食育推進活動を促進するとともに、県民の食育に対する関心を高めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれにも該当するものを対象に行う。

- (1) 次に掲げるア～オのいずれかに該当する食育推進活動を原則として5年以上にわたり実施しており、今後も継続した活動が期待されるものであること。
 - ア 家庭での健全な食習慣を確立するための食育活動
 - イ 保護者や教育関係者による子どものための食育活動
 - ウ 農林漁業者や食品関連事業者等による消費者のための食育活動
 - エ 地域の食や農、自然環境等を活かした豊かな食文化を継承し育てるための食育活動
 - オ その他、本県の食育推進に資すると認められる活動
- (2) 活動の内容が、地域社会への貢献度が高く、他の模範となるものであること。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の部門及び数)

第4条 表彰は、次の部門ごとに2～3名程度（又は団体等）行う。

- (1) 幼稚園・保育所等部門
- (2) 学校部門
- (3) 家庭・地域部門
- (4) 食農教育部門

ただし、上記部門の選から漏れたもののうち、審査員全員が認めた場合は特別賞（奨励賞）を設定するものとする。

(候補の推薦)

第5条 候補の選定は、推薦によるものとする。

- 2 推薦者は、市町長とし、前条の部門ごとに推薦調書（様式第1号及び第2号）を知事に提出するものとする。
- 3 推薦者は、各部門で複数の個人又は団体等を推薦しようとするときは、推薦順位をつけるものとする。

(審査及び決定)

第6条 受賞者は、佐賀県食育賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査し、知事が決定する。

- 2 審査委員会の設置等については、別に定める。

(庶務)

第7条 表彰に関する事務は、くらしの安全安心課が行う。

附 則 (平成20年2月8日)

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月28日から施行する。